

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正について

1 改正理由

教育庁等における労働安全衛生の責任体制の明確化及び業務の効率化を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 教育庁等における労働安全衛生の責任体制を明確にするとともに、教育庁等職員の健康確保及び快適な職場環境の形成を促進するため、第3条に「課及び出先機関等の長の責務」を追加する。

(課及び出先機関等の長の責務)

第3条 課及び出先機関等の長は、その課及び出先機関等における責任体制を確立するとともに、当該課及び出先機関等に勤務する職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成に努めなければならない。

- (2) 教育庁を総括し、総合調整機能を担う副教育長の役割を明確にし、業務の効率化を図るため、第2章以降の条文における「教育長」を「副教育長」に、「副教育長」を「教育次長（教育政策）」に改正する。
- (3) 令和元年度から新規採用職員を対象とした雇入時健康診断を実施することとなったため、健康診断の種類を規定している第17条に「雇入時健康診断」を追加する。

3 施行期日

令和2年4月1日

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年月日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会訓令第号

本各出先機関
各教育機関（県立学校を除く。）

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和63年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
目次	目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条— <u>第3条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第4条</u> ）
第2章 安全衛生管理体制	第2章 安全衛生管理体制	第2章 安全衛生管理体制
第1節 教育長等の職務（第4条—第6条）	第1節 <u>教育長等の職務</u> （第4条— <u>第6条</u> ）	第1節 <u>副教育長等の職務</u> （第5条— <u>第7条</u> ）
第2節 衛生管理者及び健康管理医（第7条・第8条）	第2節 <u>衛生管理者及び健康管理医</u> （第7条・ <u>第8条</u> ）	第2節 <u>衛生管理者及び健康管理医</u> （第8条・ <u>第9条</u> ）
第3節 安全衛生管理委員会等（第9条—第11条）	第3節 <u>安全衛生管理委員会等</u> （第9条— <u>第11条</u> ）	第3節 <u>安全衛生管理委員会等</u> （第10条— <u>第12条</u> ）
第3章 健康管理（第12条—第15条）	第3章 <u>健康管理</u> （第12条— <u>第15条</u> ）	第3章 <u>健康管理</u> （第13条— <u>第16条</u> ）
第4章 健康診断等（第16条—第27条）	第4章 <u>健康診断等</u> （第16条— <u>第27条</u> ）	第4章 <u>健康診断等</u> （第17条— <u>第28条</u> ）
第5章 雑則（第28条・第29条）	第5章 <u>雑則</u> （第28条・ <u>第29条</u> ）	第5章 <u>雑則</u> （第29条・ <u>第30条</u> ）
附則 （趣旨）	附則 （趣旨）	附則 （趣旨）
第1条 この訓令は、職場における職員の健康を確保するとともに	第1条 この訓令は、職場における職員の健康を確保するとともに	第1条 この訓令は、職場における職員の <u>安全と健康</u> を確保すると

、快適な職場環境の形成を促進するため、職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。

第3条 [略]

第1節 教育長等の職務

(教育長の職務)

第4条 教育長は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画（以下「宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画」という。）を作成するものとする。

2 教育長は、宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。

第5条 [略]

(課及び出先機関等の長の職務)

第6条 課及び出先機関等の長は、教育長、財務福利課長又は健康管理医の指示を受け、課又は出先機関等における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を処理するよう努めるものとする。

(衛生管理者)

ともに、快適な職場環境の形成を促進するため、職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。

(課及び出先機関等の長の職務)

第3条 課及び出先機関等の長は、その課及び出先機関等における責任体制を確立するとともに、当該課及び出先機関等に勤務する職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成に努めなければならない。

第4条 [略]

第1節 副教育長等の職務

(副教育長の職務)

第5条 副教育長は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画（以下「宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画」という。）を作成するものとする。

2 副教育長は、宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。

第6条 [略]

(課及び出先機関等の長の職務)

第7条 課及び出先機関等の長は、副教育長、財務福利課長又は健康管理医の指示を受け、課又は出先機関等における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を処理するよう努めるものとする。

(衛生管理者)

第7条 [略]

2 衛生管理者は、本庁又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の職員のうちから、本庁にあつては教育長が、同項の規定の適用を受ける出先機関等にあつては当該出先機関等の長が選任する。

3 法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第7条第2項に規定する報告書を、教育長に提出しなければならない。

4 衛生管理者は、教育長又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する職務を行うものとする。

(健康管理医)

第8条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。

4 [略]

5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、教育長若しくは財務福利課長に対して報告し、又は課若しくは出先機関等の長に対して指導

第8条 [略]

2 衛生管理者は、本庁又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の職員のうちから、本庁にあつては副教育長が、同項の規定の適用を受ける出先機関等にあつては当該出先機関等の長が選任する。

3 法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第7条第2項に規定する報告書を、副教育長に提出しなければならない。

4 衛生管理者は、副教育長又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する職務を行うものとする。

(健康管理医)

第9条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、副教育長は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。

4 [略]

5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、副教育長若しくは財務福利課長に対して報告し、又は課若しくは出先機関等の長に対して指導

し、若しくは助言することができる。

6 [略]

(宮崎県教育庁等職員安全衛生管理委員会)

第9条 [略]

2 教育庁等管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教育長

(2) [略]

(3) 安全又は衛生について関連を有する職にある職員のうちから教育長が任命する者

(4) [略]

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認める者

3 教育庁等管理委員会の会議は、教育長が招集し、議長となる。

4 教育長は、会務を総理し、教育庁等管理委員会を代表する。

5 教育長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6・7 [略]

(衛生委員会)

第10条 [略]

2 [略]

3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本庁にあっては副教育長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長

導し、若しくは助言することができる。

6 [略]

(宮崎県教育庁等職員安全衛生管理委員会)

第10条 [略]

2 教育庁等管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副教育長

(2) [略]

(3) 安全又は衛生について関連を有する職にある職員のうちから副教育長が任命する者

(4) [略]

(5) 前各号に掲げる者のほか、副教育長が特に必要と認める者

3 教育庁等管理委員会の会議は、副教育長が招集し、議長となる。

4 副教育長は、会務を総理し、教育庁等管理委員会を代表する。

5 副教育長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6・7 [略]

(衛生委員会)

第11条 [略]

2 [略]

3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本庁にあっては教育次長 (教育政策)、出先機関等にあっては当該出先機関等の長

(2) [略]

(3) 衛生管理者のうちから本庁にあっては教育長、出先機関にあっては当該出先機関等の長が指名した者 1人

(4) 本庁又は当該出先機関等の職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長又は当該出先機関等の長が指名した者 3人

4 [略]

5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「教育長」とあるのは「副教育長」又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。

第11条～第15条 [略]

(健康診断の種類)

第16条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(健康診断の検査の項目等)

第17条 健康診断の検査の項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この訓令に定めるもののほか、教育長が別に定める。

(健康診断担当医)

第18条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表の

(2) [略]

(3) 衛生管理者のうちから本庁にあっては副教育長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長が指名した者 1人

(4) 本庁又は当該出先機関等の職員で衛生に関し経験を有する者のうちから副教育長又は当該出先機関等の長が指名した者 3人

4 [略]

5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「副教育長」とあるのは「教育次長 (教育政策) 又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。

第12条～第16条 [略]

(健康診断の種類)

第17条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。

(1) 雇入時健康診断

(2)～(4) [略]

(健康診断の検査の項目等)

第18条 健康診断の検査の項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この訓令に定めるもののほか、副教育長が別に定める。

(健康診断担当医)

第19条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表の

左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、教育長が特に必要であると認めるときは、他の健康管理医に実施させ、又は医療機関に委託して実施することができる。

(健康診断の周知等)

第19条 教育長は、健康診断を実施するときは、課及び出先機関等の長にその旨を通知しなければならない。

2 [略]

第20条 [略]

(定期健康診断不参加者の取扱い)

第21条 定期健康診断において、やむを得ない理由により指示された期日又は期間内に受診できなかつた職員は、当該定期健康診断後1月以内に担当健康管理医の指定する医師又は医療機関による健康診断を受け、当該診断書を課又は出先機関等の長を経由して担当健康管理医に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第22条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) その他教育長が定める場合

2 [略]

(指示区分の決定等)

第23条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人票及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛

左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、副教育長が特に必要であると認めるときは、他の健康管理医に実施させ、又は医療機関に委託して実施することができる。

(健康診断の周知等)

第20条 副教育長は、健康診断を実施するときは、課及び出先機関等の長にその旨を通知しなければならない。

2 [略]

第21条 [略]

(健康診断不参加者の取扱い)

第22条 健康診断において、やむを得ない理由により指示された期日又は期間内に受診できなかつた職員は、当該健康診断後1月以内に担当健康管理医の指定する医師又は医療機関による当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該診断書を課又は出先機関等の長を経由して担当健康管理医に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第23条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) その他副教育長が定める場合

2 [略]

(指示区分の決定等)

第24条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人票及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛

生管理に必要な事項を教育長に報告するとともに、課又は出先機関等の長に通知しなければならない。

(健康診断名簿の保存)

第24条 前条の規定により作成された健康診断名簿は、教育長及び健康管理医にあっては5年間、課及び出先機関等の長にあっては1年間保存しなければならない。

第25条・第26条 [略]

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第27条 職員に対して法第66条の10第1項から第6項までに規定する心理的な負担の程度を把握するための検査等を行うものとし、その実施の時期及び方法等については、教育長が別に定める。

第28条 [略]

(委任)

第29条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

生管理に必要な事項を副教育長に報告するとともに、課又は出先機関等の長に通知しなければならない。

(健康診断名簿の保存)

第25条 前条の規定により作成された健康診断名簿は、副教育長及び健康管理医にあっては5年間、課及び出先機関等の長にあっては1年間保存しなければならない。

第26条・第27条 [略]

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第28条 職員に対して法第66条の10第1項から第6項までに規定する心理的な負担の程度を把握するための検査等を行うものとし、その実施の時期及び方法等については、副教育長が別に定める。

第29条 [略]

(委任)

第30条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、副教育長が別に定める。